

「〇〇〇〇（施設名）」における 土砂災害時の避難確保計画

作成：平成〇年〇月〇日

【記入要領】

この計画の「標題」、「1 目的」、「2 計画の適用範囲」の「〇〇〇〇（施設名）」については、当該施設の名称を記入してください。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください！

1. 計画の目的

この計画は、土砂災害防止法第8条の2第1項の規定に基づき、「〇〇〇〇（施設名）」の近隣で土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務する職員等（以下「施設職員」という。）及び施設の利用者又は出入りするすべての者に適用する。

3. 防災体制

(1) 土砂災害のおそれがある時の施設職員の役割分担は、次のとおりとする。

- ①指揮班：施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
- ②情報収集班：テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。
- ③避難誘導班：避難準備・高齢者等避難開始など避難情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 各班の編成は、別紙「防災体制一覧表」のとおりである。

[休日・夜間も施設内に利用者を受け入れている施設]

(3) 勤務時間外の参集体制及び参集基準は、次のとおりとする。

区分	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	▶ 台風の接近が予想される場合 ▶ 大雨が予想される場合	▶ 気象情報等の情報収集	当直者
応援当番 職員参集	▶ 大雨警報（土砂災害）または 大雨警報（土砂災害、浸水害） が発表された場合	▶ 気象情報等の情報収集 ▶ 使用する資器材の準備	防災当番

全職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報「〇色」が確認された場合 ▶ 静岡県土砂災害警戒情報補足情報「〇色」が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象情報等の情報収集 ▶ 必要に応じて関係行政機関等への連絡・通報 ▶ 避難の準備 ▶ 利用者等の避難誘導 ▶ 未避難者、要救助者の確認 	全 員
-------	--	--	-----

【記入要領】

- 1 防災体制一覧表
施設職員を指揮班、情報収集班、避難誘導班に振り分け、一覧表に氏名等を記入してください。
- 2 休日・夜間も施設内に利用者を受け入れている施設
(3)の勤務時間外の参集体制及び参集基準について、この表を参考にして検討してください。作成後、「[休日・夜間も施設内に利用者を受け入れている施設]」の行は削除してください。
- 3 休日・夜間に利用者を受け入れていない施設
(3)の項目をすべて削除してください。
- 4 緊急連絡網
夜間や休日など緊急時における連絡体制を確保するため、別紙「緊急連絡網（施設職員用）」を活用して緊急連絡網を作成してください。なお、この緊急連絡網は市に提出する必要はありません。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください！

4. 情報収集及び伝達

- (1) 収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁等のホームページ）
土砂災害警戒情報	インターネット（気象庁等のホームページ）、テレビ、ラジオ
避難勧告等の避難情報	防災行政無線、いわたホットライン、インターネット（磐田市ホームページ）、テレビ、ラジオ、緊急速報メール

- (2) 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- (3) 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。
- (4) がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所危機管理課（0538-37-2114）へ通報する。
- (5) 収集した気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

5. 避難誘導

(1) 避難場所

ア 避難場所は、「〇〇〇〇（施設名）」とする。

イ 避難場所までの立ち退き避難が困難な場合には、(近隣の安全な場所として〇〇〇〇、屋内安全確保の場所として本施設〇〇棟の〇階)へ避難し、利用者等の安全確保を図るものとする。

(2) 避難基準

避難開始の判断は、次のいずれかに該当する場合とする。

①土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合

②市内に土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合

③施設周辺でがけ崩れ等の前兆現象が確認された場合※¹

※¹ 避難する場合は、危機管理課（37-2114）に連絡する。

(3) 避難誘導方法

ア 避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

イ 避難場所までの移動は、車両によるものとする。

車両による移動：車両〇台（利用者等〇名、施設職員〇名）

ウ 屋内安全確保の場所への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベーターの使用は車いす利用者を優先する。

エ 被害のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

(4) 避難経路

ア 避難場所までの避難経路は、別紙「施設周辺の避難経路図」のとおりとする。

イ 施設内の避難経路は、エレベーター及び〇〇階段とし、停電時にはエレベーターが停止することに留意する。

【記入要領】

- 1 「(1) 避難場所」について
 - (1) アの避難場所は、手引き P23 の「土砂災害時における指定緊急避難場所」から選択し、必ず記入してください。
 - (2) イの近隣の安全な場所、屋内安全確保の場所は、該当する場所がある場合のみ記入してください。
- 2 「(3) 避難誘導方法」について
 - (1) 車両による移動を計画する場合は、イに必要な車両の台数、利用者等及び施設職員の人数を記入してください。
 - (2) 屋内安全確保の場所を定めない場合は、ウを削除し、次のエをウに繰り上げてください。
- 3 「(4) 避難経路」について
 - (1) 当該施設から(1)アに記入した避難場所（イに近隣の安全な場所を記入した場合はその場所）までの避難経路図を作成してください。また、屋内安全確保の場所を記入した場合は、平面図等にその場所を明示して添付してください。
 - (2) 2階建て以上の施設では、施設内の避難経路として、イに使用する階段を記入してください。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください！

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- (1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

表 6-1 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（利用者、施設職員等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

- (2) これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【記入要領】

「表 6-1 避難確保資器材等一覧」に記入する資器材は、施設の利用形態等に応じて、適宜増減してください。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください！

7. 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

毎年4月に施設職員を対象に研修を実施する。

(2) 訓練

毎年5月に施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

【記入要領】

防災教育、訓練は、毎年、出水期（6月）に入る前に実施することが望めます。

別の時期に計画したいと考えている場合や、この計画にあらかじめ実施月を明示することが困難な場合など個別に事情があれば、適宜、訂正してください。

この枠の記入要領は、作成後に削除してください!